



# 社会教育人材の養成等について (社会教育主事・社会教育士、司書教諭関係)

令和6年10月9日(水)

総合教育政策局地域学習推進課



- 社会教育人材の養成について  
(社会教育主事・社会教育士関係)

# 社会教育主事養成課程の概要

文部科学省令で定められた社会教育に関する科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講・社会教育実習・社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目)を大学が実施。

## <社会教育主事の養成に関する科目を開講している大学(令和6年度)>

[4年制大学] 111校

(国立大学) 31

北海道大学	弘前大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	筑波大学
宇都宮大学	群馬大学	千葉大学	東京大学	東京学芸大学	山梨大学	岐阜大学	静岡大学
名古屋大学	愛知教育大学	滋賀大学	京都大学	大阪教育大学	神戸大学	奈良教育大学	和歌山大学
鳥取大学	島根大学	広島大学	高知大学	九州大学	熊本大学	鹿児島大学	

(公立大学) 6

高崎経済大学	東京都立大学	都留文科大学	京都府立大学	大阪公立大学	北九州市立大学		
--------	--------	--------	--------	--------	---------	--	--

(私立大学) 74

札幌学院大学	札幌国際大学	北翔大学	北星学園大学	北海学園大学	弘前学院大学	石巻専修大学	尚綱学院大学
仙台大学	仙台白百合女子大学	東北学院大学	東北福祉大学	東北芸術工科大学	茨城キリスト教大学	東京福祉大学(※)	聖学院大学
文教大学	聖徳大学	青山学院大学	亜細亜大学	桜美林大学	国土館大学	駒澤大学	創価大学(※)
大東文化大学	玉川大学(※)	中央大学	帝京大学	帝京平成大学(※)	東京家政大学	東洋大学	東洋学園大学
日本大学	日本女子大学	日本体育大学	法政大学(※)	明治大学	明治学院大学	立教大学	立正大学
和光大学	早稲田大学	神奈川大学	松蔭大学	田園調布学園大学	東海大学	八洲学園大学(※)	身延山大学
松本大学	常葉大学	愛知大学	愛知学院大学	中京大学	大谷大学	京都女子大学	京都橘大学
佛教大学(※)	龍谷大学	追手門学院大学	大阪大谷大学	大阪樟蔭女子大学	関西大学	帝塚山学院大学	天理大学
就実大学	ノートルダム清心女子大学	広島国際大学	広島修道大学	広島女学院大学	四国大学	徳島文理大学	九州共立大学
九州産業大学	福岡大学						

[短期大学(部)] 2校

(私立短期大学) 2

帯広大谷短期大学	新潟青陵大学短期大学部						
----------	-------------	--	--	--	--	--	--

(※)は通信課程設置大学

# 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (令和2年4月施行)

## 改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

## 改正の概要

### 1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

### 2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)

<計24単位>

### 3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

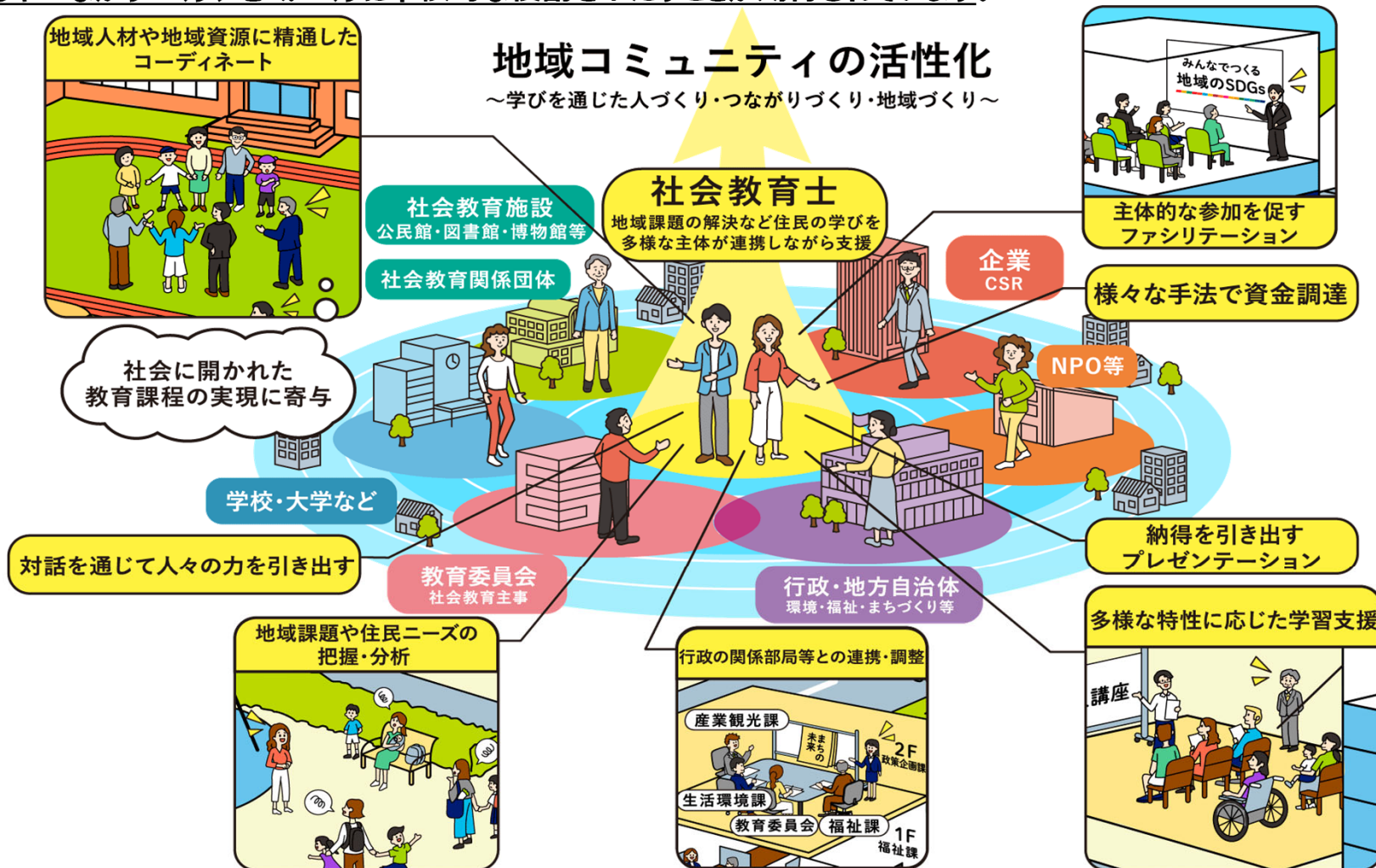
## 施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

# 社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



# 「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

## 称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

## 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



## 法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- |         |   |
|---------|---|
| 第8条第3項  | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。           |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

## これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	<b>706人</b>	<b>1,750人</b>	<b>2,070人</b>	<b>2,521人</b>	<b>7,047人</b>

# 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

## \*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

## ◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、**協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくこと**で、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

## ◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

## ◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)】

- （令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

# 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

## 【主な審議事項】

### ①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方等）

### ②社会教育活動の推進方策

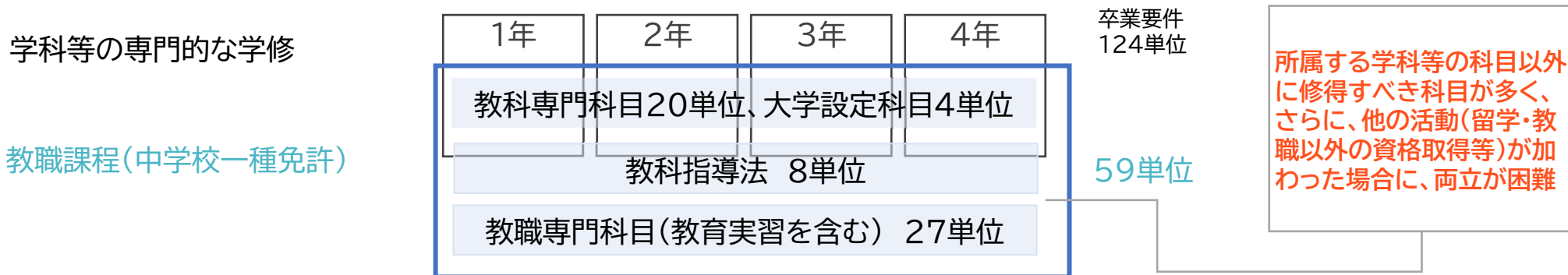
（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等）

### ③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

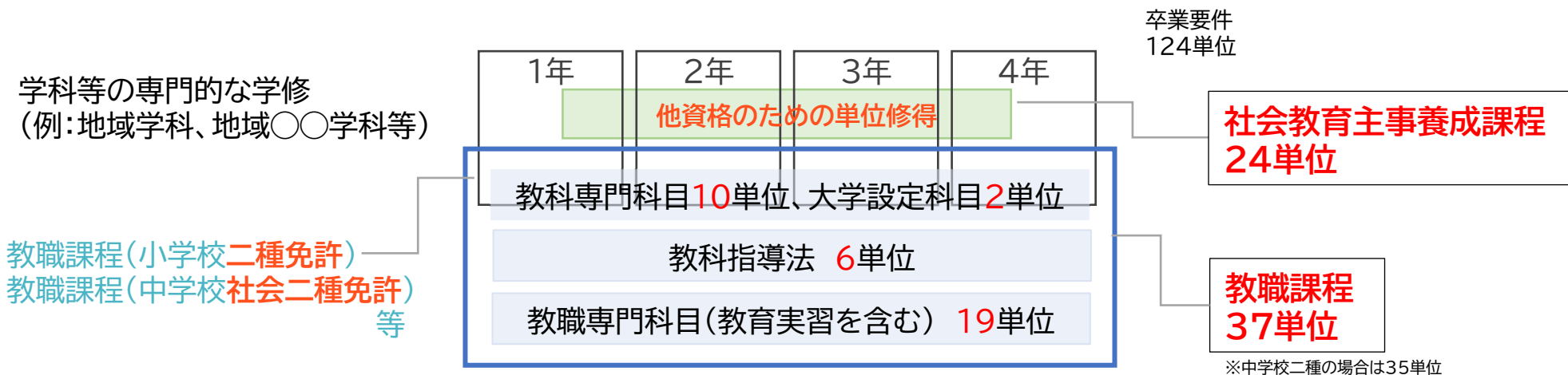
（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方等）

# 強み・専門性特例(社会教育×教職課程)

## ○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



## ●社会教育主事・社会教育士養成との両立



例：地域連携に強い小学校教員の養成

社会教育

×

教職課程

例：地域連携に強い中学社会の教員の養成



- 司書教諭の養成について

# 令和6年度 地方分権改革に関する提案について

「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会(第170回)」より

## 提案事項(提案団体)

司書教諭の設置義務の緩和(八王子市)

## 求める措置の具体的内容

学校図書館法第5条第1項において12学級以上の学校については、司書教諭を設置する義務があるが、司書教諭を設置した場合と同程度の学校図書館の運用が図られる条件の下であれば(例:司書資格や司書教諭資格を有する学校司書の配置があれば)、司書教諭を置かないことができるとしたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な視点(抜粋)

司書教諭講習の受講機会の拡大を通じて、**司書教諭講習修了者数を増やすべく**、例えば、以下のような実行性のある案を示してもらいたい。

- ・**オンライン・オンデマンド形式の一層の活用を通じた講習受講期間の多様化** (現任教諭の講習受講の期間について、夏休み期間以外でも受講することができるようにするなど、受講機会の拡大を図ること等)
- ・**教職課程への司書教諭講習科目の組み入れ** (学習指導要領で学校図書館の利活用が位置づけられていることから、教職課程に組み入れることで、学生の受講機会の拡大を図ること等)

## 文部科学省からの回答(抜粋)

### 【講習受講期間の拡大】

多様な受講機会の拡大に向け、**オンライン・オンデマンド等の一層の活用について、大学等に対し周知**を行うことを検討する。

### 【教職課程への司書教諭講習関連科目の組み入れ】

**大学が必要に応じ、司書教諭関連科目を教職課程に組み込むことを検討**するよう、協力を促すことなどを検討する。

# 学校図書館の役割

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、以下の3つの役割を担うもの。

- ①読書センター 自由な読書活動や読書指導の場
- ②学習センター 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりすること
- ③情報センター 児童生徒・教職員の情報ニーズへの対応や、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育むこと



学校図書館が充実し、その役割を果たすことで…

① **読書好きの子供を増やし**、確かな学力、豊かな人間性を育む

② **授業で蔵書・新聞等を利活用**し、思考力・判断力・表現力等を育む

③ 探究的な学習活動等を行い、子供の**情報活用能力**を育む

④ 豊富な授業に役立つ資料を通じ、**教員の指導力**も向上する

⑤ 悩みを抱える子供の「**心の居場所**」となる

ことなどが期待。

# 司書教諭について

## 【学校図書館法】

(司書教諭)

- 第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、**司書教諭を置かなければならない。**
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は**教諭**(以下この項において「主幹教諭等」という。)**をもつて充てる。**この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する**司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。**

## 【司書教諭の主な業務と配置状況】

「学校図書館の現状に関する調査」より (令和2年5月1日現在)

業務内容			小学校	中学校	高等学校
司書教諭	○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言	合計	69.9%	63.0%	81.4%
		12学級以上	99.2%	96.9%	93.2%
		11学級以下	30.5%	31.3%	34.8%

## 【司書教諭の養成】

	条件	資格付与等根拠	科目について	備考
司書教諭	「司書教諭の講習を修了した者」 (学校図書館法第5条)	学校図書館司書教諭講習規程 (平成10年改正)	5科目10単位(各科目2単位) ・学校経営と学校図書館 ・学校図書館メディアの構成 ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性 ・情報メディアの活用	司書教諭講習相当科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てることができる。

# 学校図書館司書教諭講習の実施状況について

- ・講習実施機関の実情や判断により、1～5科目での開設 ⇒ ※R6 1科目：6機関 2科目：16機関
- ・全ての機関が、学校が夏季休業中である7月末～8月中に開催 3科目：7機関 5科目：3機関

## <実施状況>

年度	実施機関数	定員	修了者数
令和3年度	33機関	1,550人	5,175人
令和4年度	33機関	1,365人	5,211人
令和5年度	33機関	1,514人	4,864人

※放送大学は定員設定がないため定員に含まず(機関数、修了者数には含む)。例年500～700程度が修了。

修了者数が定員を上回るのは、大学で司書教諭の相当科目を修得し、実施機関で修了手続を受けた者を含むため。

## <令和6年度の講習実施方法>

オンライン	オンデマンド	併用 (対面・オンライン)	対面
【2機関】 埼玉大学、 栃木県総合教育 センター	【2機関】 放送大学、 大阪教育大学	【1機関】 上越教育大学	【27機関】 北海道教育大学、宮城教育大学、筑波大学、 東京学芸大学、新潟大学、富山大学、福井大 学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大 学、愛知教育大学、三重大学、京都教育大学、 奈良教育大学、広島大学、やまぐち総合教育支 援センター、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大 学、高知大学、福岡教育大学、長崎大学、 熊本大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学

# 学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について（通知）

4教地推第161号

令和5年3月31日

学校図書館司書教諭講習実施機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

学校図書館司書教諭講習におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について（通知）

文部科学省では、本年3月に「今後の生涯学習・社会教育の振興方策」（以下「振興方策」という。）を取りまとめました。振興方策においては、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促すこととしています。

また、政府においても、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）を策定し、国が実施する講習について、原則として「申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする」こととされています。

については、学校図書館司書教諭講習の受講や手続きのオンライン化は、下記のとおりとしますので、各講習実施機関におかれては、それぞれの実情も踏まえつつ、積極的な取組をお願いします。

## 記

- ・学校図書館司書教諭講習の受講や受講手続きについては、従前より受講や受講手続きをオンラインで行うことは可能であり、学校図書館司書教諭講習の受講を希望する者のニーズに対応してオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要があることから、学校図書館司書教諭講習実施機関においては、**受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実情に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと。**
- ・なお、受講手続きのオンライン化に際しては、メールやインターネットでの申込等を可能とする場合、収集した個人情報については、適切に管理すること。

## <本通知のポイント>

○従前より受講や受講手続きをオンラインで行うことは可能

○受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実情に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと

○受講手続きのオンライン化に際しては、メールやインターネットでの申込等を可能とする場合、収集した個人情報については適切に管理すること。

## <参考>

・デジタル臨時行政調査会（第4回）資料 ※資料7-1、7-2参照  
<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>

・今後の生涯学習・社会教育の振興方策（令和5年3月）  
4-1. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項）について（mext.go.jp）  
4-2. 今後の生涯学習・社会教育の振興に係る具体策について（mext.go.jp）



## 現状・課題

### ○国の計画への対応

#### ・第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.3.28閣議決定)

R5年度からの5か年計画を踏まえ、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」のための方策、取組等の検討が必要。

#### ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(R4～R8)

R4年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館図書標準の達成、計画的な図書更新等が課題。

## 事業内容 (令和4年度～)

「子どもの読書活動に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動を総合的に推進するための以下の取組を行う。

### 図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 10百万円 (8百万円)

子ども読書基本計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。

<委託事業：教育委員会等>

#### 1 子供の読書活動総合推進事業・発達段階などに応じた読書活動推進事業

不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ等に対応した効果的な取組を行う。

(委託先：2箇所(小・中・高等学校等、公立図書館)×0.8百万円)



#### 2 学校図書館図書の整備促進事業

新しいトピックに関連する書籍(SDGsなど)、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施などの取組を行う。

(委託先：2箇所(小・中・高等学校、特別支援学校等)×1百万円)

### 司書教諭養成講習の実施 21百万円 (21百万円)

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校図書館司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。

<委託事業：47箇所(大学及び教育委員会)×0.5百万円>

### 読書活動の推進等に関する調査研究 8百万円 (11百万円)

子供の読書活動の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。 <委託事業：1団体 × 8百万円>

**アウトプット (活動目標)** ・新たな読書、授業モデルの構築  
・司書教諭講習を実施する機関の増加

**短期アウトカム (成果目標)** ・読書に興味が高まった子供の増加  
・学校図書館の活用に理解が高まった教職員の増加  
・司書教諭講習の修了者数の増加

**長期アウトカム (成果目標)** ・不読率の低減



### ○取り巻く情勢の変化—デジタル社会への対応—

・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた学校図書館の利活用が課題。

・子供達の情報活用能力の育成とともに、多様な子供達の読書機会の確保等のために、電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。

### ○読書活動の総合的推進

・多様な子供の読書活動を推進するためには、図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある。

### ○文字・活字文化の振興

・骨太の方針2024(令和6年6月21日閣議決定)「書籍を含む文字・活字文化の振興(書店と図書館等との連携促進(中略)を含む)や書店の活性化を図る」に基づき、地域の実情に応じた連携事業を支援する。

### 図書館、学校図書館、書店等の連携協働による読書のまちづくり推進事業 41百万円 (新規)

骨太の方針2024等を踏まえ、図書館と書店等の連携協働による読書活動を促進し、地域の活性化に資する読書を通じたまちづくりのモデル事業を実施するとともに、連携促進に向けた課題に係る実態調査等を行う。 <委託事業：自治体等>

#### 1 読書のまちづくり推進事業

自治体・教育委員会、図書館や関係機関、書店等の民間企業等が参画する「協議会」を設置し、連携協働の取組により地域の活性化に資する読書を通じたまちづくりのモデルを構築する。

<取組例> (委託先：6箇所(自治体等)×6百万円)

- ・図書館・書店等の連携協働による地域振興やまちの魅力化へつながる読書活動の取組、共通課題の解決に向けた取組(例：図書の装備のあり方に係る検討・実証等)
- ・各種公共施設、書店や商業施設等の様々な場で活動する人々の中で読書活動の担い手を育成し(絵本専門士等の活用、地域独自の読書推進員やサポーター(仮)の養成講座の実施等)、多様な場・対象に応じた読書活動を推進
- ・デジタル社会への対応、多様なニーズと読書スタイルに対応した読書環境の整備(図書館と書店等のシステム連携等のDX化の実証、紙と電子書籍の併用による相乗効果の検証等)、読書へのアクセスが困難な地域の読書支援等

#### 2 図書館・書店等連携促進に向けた調査研究

図書館において同一書籍を複数所蔵する「複本」や装備費負担、地元書店からの書籍購入の状況等、図書館と書店が連携を図る上で課題とされる事項について現状を把握するため、全国の実態調査を実施し、分析等を行う。 (委託事業：1箇所 ×6百万円)

### 「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進 5百万円 (5百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。 <直轄事業>

# 司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例①

○「大学独自設定科目」として、司書教諭関係科目を設定

<A大学の例>

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする学部・学科等	部	学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数	2. 学位	3. 学位又は学科の分野
	部	学科	80	大学が独自に設定する科目 12単位	学士（人文科学）	文学関係
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数			
高一種免 (公民)	大学が独自に設定する科目	<u>学校経営と学校図書館</u>	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得		
		<u>学校図書館メディアの構成</u>	2			
		<u>学習指導と学校図書館</u>	2			
		<u>読書と豊かな人間性</u>	2			
		<u>情報メディアの活用</u>	2			
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			0単位		
	・教員の免許状取得のための選択科目			10単位		
	・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計			30単位		



# 司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例②

○「大学独自設定科目」として、司書教諭関係科目を一部設定

## ＜ノートルダム清心女子大学の例＞

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする学部・学科等	国際文化学部	国際文化学科	入学定員 100	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 大学が独自に設定する科目 4単位	2. 学位 学士（国際文化学）	3. 学位又は学科の分野 文学関係
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数 必修 選択			
中一種免 (英語)	大学が独自に設定する科目	発達心理学	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得		
		青少年問題	2			
		教育法規	2			
		介護等体験の理論	1			
		介護等体験の実践	1			
		<u>学校経営と学校図書館</u>	2			
		<u>学習指導と学校図書館</u>	2			
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）			0単位		
	・教員の免許状取得のための選択科目			12単位		
	・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計			26単位		